

社会福祉法人 容雅会

倫理綱領

高齢や障害によって介護が必要になった人が、住み慣れた地域社会の中で、人としての尊厳が守られ、自立と社会参加が補償されて生きていくことは当然の権利です。

また、多様化する介護・福祉のニーズの中で法人理念である、「その人らしさを守ること」を実現するためには、職員一人ひとりの倫理観を統一し利用者様の介護・支援に関わる必要があります。

その為、ここに倫理綱領を定めます。

- ① 私たちは、利用者様の人権を擁護する者としての自覚を持ち、利用者様と常に対等な立場で接するとともに、必要な支援、介護、援助を求められた時は誠実に対応します。
- ② 私たちは、利用者様への体罰（たたく、つねるなど利用者様に苦痛が及ぶ行為の全て）、暴言（命令口調、必要以上の大声、自尊心を傷つける言葉、見下すような対応・言葉）、セクハラ、無視する行為（存在を否定するような行為・言葉）等あらゆる権利侵害を絶対に行いません。
- ③ 私たちは、利用者様のプライバシーを守り、決して侵害しません。
- ④ 私たちは、利用者様の人としての尊厳を大切にし、利用者様の性別、年齢、宗教、家庭状況、能力、障害程度、認知症の程度等あらゆる理由において差別しません。
- ⑤ 私たちは、利用者様の主体性、個性を尊重し、自己選択や自己決定ができるように工夫し、支援、介護を行います。
- ⑥ 私たちは、利用者様の社会参加の機会を広げるとともに、地域の人々の理解が得られるように努めます。
- ⑦ 私たちは、利用者様への的確な支援、介護を行うために、専門性の向上と倫理の確立に向けて自己研鑽に励みます。
私たち職員は、支援、介護が一方的なものになっていないかを利用者様の立場に立って、常に自己点検を行い、他者からの批判については謙虚に受け止めるとともに、この倫理綱領に反する行いは、相互にこれを見逃さず、改善のための努力を惜しみません。

具体的な行動指針を別紙の通り定め、これを遵守します

この綱領は、平成 27 年 4 月 1 日より施行する